

# V 地方創生の視点を踏まえるための研修①

## ～未来への投資に向けた地方創生

(配布資料)

# まち・ひと・しごと創生基本方針2016

## －主なポイント－

### I. 地方創生の本格展開－各分野の政策の推進

- ローカル・アベノミクスの実現（ローカル・ブランディング、ローカル・イノベーション、ローカル・サービス生産性向上、人材育成、「創り手」となる組織作り）
- 企業の地方拠点強化 ○政府関係機関の移転 ○生涯活躍のまち
- 地域の実情に応じた働き方改革
- 稼げるまちづくり ○連携中枢都市圏 ○小さな拠点・地域運営組織形成

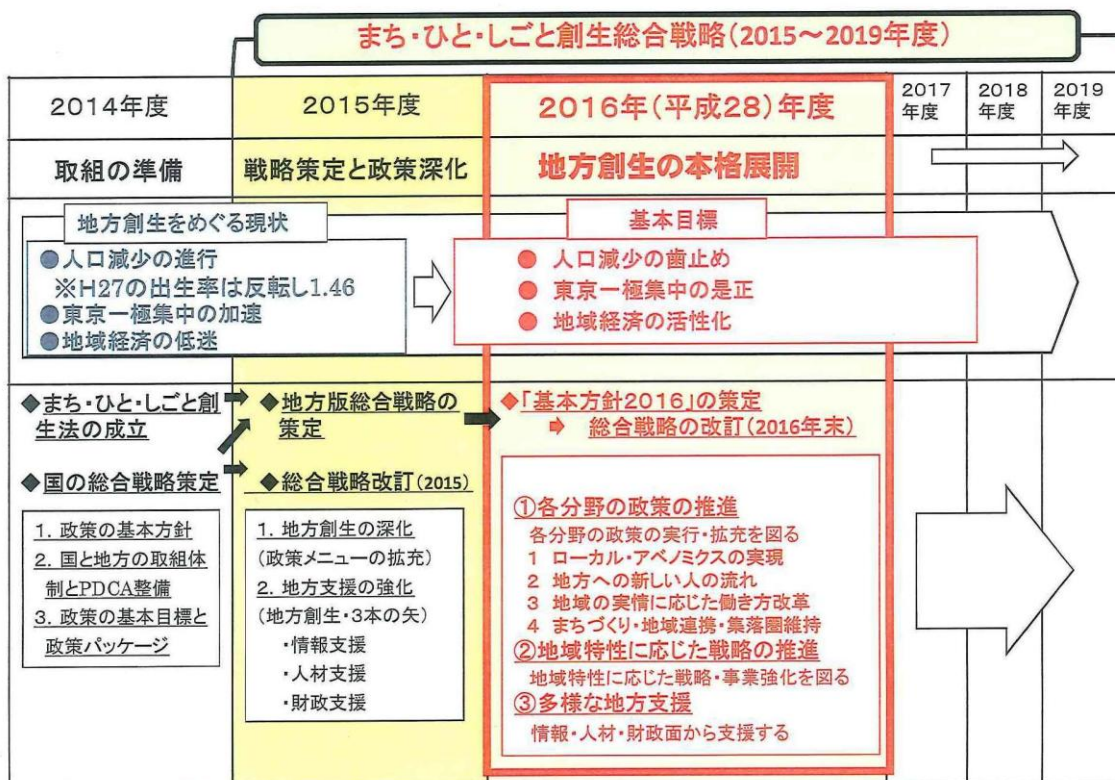
### II. 地域特性に応じた戦略の推進

- 地域特性格別モデルの形成
- 地域特性格別政策メニューの整備

### III. 地方への支援（地方創生版・3本の矢）

- 情報支援
- 人材支援
- 財政支援

### I. 地方創生の本格展開





# I. 地方創生の本格展開－各分野の政策の推進

## 地域のしごと創生 ーローカル・アベノミクスの実現ー

- ◆ローカルブランディング
  - ・日本版DMO、地域商社等
- ◆ローカルイノベーション
  - ・日本型イノベーション・エコシステム、若者の創業支援
- ◆ローカルサービス生産性向上
  - ・IoTの戦略的活用(地方版IoT推進ラボ等)、サービス生産性向上(経営人材育成等)、対日直接投資(JETROの活用等)
- ◆地方を先導する人材育成
  - ・地方創生カレッジ、プロフェッショナル人材
- ◆「創り手」となる組織作りの支援
  - ・組織体制や、PPP・PFIを含めた資金調達等の側面から組織形成を支援

## 地域へのひとの流れ

- ◆企業の地方拠点強化
- ◆政府関係機関の地方移転
- ◆「生涯活躍のまち」の推進

## 地域の実情に応じた働き方改革

- ◆「地域働き方改革会議」における取組支援
- ◆先進的な取組普及のためのメニュー整備
  - ・地域働き方改革への「包括的支援」・「アウトリーチ支援」・「地方就労・自立支援」など
  - ・「地方創生インターンシップ」の推進
  - ・地方就職支援の奨学金、勤務地限定社員の普及

## まちづくり・地域連携・集落圏維持

- ◆稼げるまちづくり
- ◆コンパクト・プラス・ネットワーク
- ◆連携中枢都市圏
- ◆定住自立圏
- ◆集落圏維持のための「小さな拠点」・地域運営組織

# II. 地域特性に応じた戦略の推進

## 地方の人口動向

### 東京一極集中の加速化

- 東京圏への転入超過数(2015年)は、約12万人(4年連続増加)。
- 東京圏への転出超過の大半は若年層(15～19歳:2万6千人、20～24歳:6万7千人)
- 東京圏への転出超過数が多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市等の中核的な都市が大半。

### 人口減少の進行

- 人口減少に歯止めがかかっていない。地方は先行的に人口減少が急速に進行している。
- 人口減少のスピードが全国と比較して2倍以上の市町村は705団体にのぼる。

## 地域特性に応じた戦略の強化

### 地域特性格別モデルの形成

- 危機感と意欲を持って取り組もうとする地方公共団体を対象に地域特性格別の地方創生モデルの形成を目指す
- 「しごと」「ひと」「まち」の好循環を目指し、「地域のしごと創生」の具体的な展開とともに、地域特性に応じ、各分野の施策を戦略的かつ有機的に組み合わせる

### 地域特性格別政策メニューの整備

- 地域特性に応じ、地方公共団体が直面する共通の課題解決に取り組むための政策メニューを整備し、幅広い普及を目指す
- 特に、「若者の転出が多い地域」や「今後急速に人口の社会減・自然減が予想される地域」に対する政策メニューの整備が急がれる。



### Ⅲ.地方への支援(地方創生版・3本の矢)

#### ■情報支援の矢

##### ○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

#### ■人材支援の矢

##### ○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

##### ○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

##### ○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

#### ■財政支援の矢

##### ○「地方創生推進交付金」(28年度1,000億円(事業費ベース2,000億円))

【平成28年度予算】新型交付金(「地方創生推進交付金」)を創設し、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

##### ○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(27年度1.0兆円、平成28年度1.0兆円)

##### ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

#### 地方創生推進交付金

28年度予算額 1,000億円(事業費ベース 2,000億円)

※道、汚水処理施設、港向けの公共事業を含む。

##### 事業概要・目的

- 28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設
- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な「成果目標(KPI)」の設定

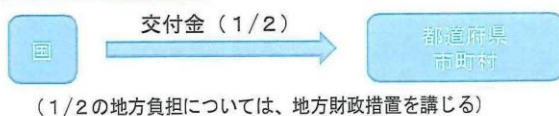


「PDCAサイクル」の確立

##### 手続き

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度以内)を作成し、内閣総理大臣が認定

##### 資金の流れ



##### 事業イメージ・具体例

###### 【対象事業】

- ①先駆性のある取組
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- ②先駆的・優良事例の横展開
  - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
  - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

##### 交付実績・今後の予定

###### 【採択状況(1次申請)】

	交付対象事業数(件)			交付予定額(億円)		
	計	都道府県	市区町村	計	都道府県	市区町村
しごと創生	333	94	239	109	72	38
人の流れ	201	31	170	36	17	20
働き方改革	51	12	39	9	5	4
まちづくり	160	16	144	29	10	19
合計	745	153	592	184	103	80

###### 【今後の予定(2次申請)】

- 9月末 第2次申請受付・締切
- 11月中旬 交付対象事業の公表
- 11月下旬 交付決定・地域再生計画の日程



## 地方創生拠点整備交付金

28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

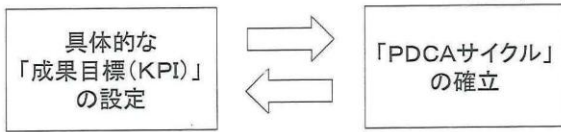
※道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

### 事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



### 事業イメージ

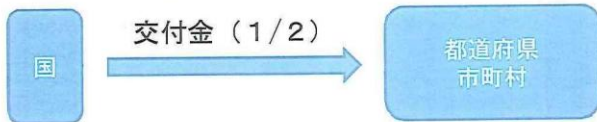
【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

## 地方創生拠点整備交付金の概要

予算額	900億円（事業費ベース：1,800億円）※道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む
位置付け	地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方版総合戦略に位置付けられた施設整備等</li> <li>○ 関連するソフト事業と一体となって地方創生に高い効果を持つ先導的な施設が対象。</li> <li>○ 整備の対象となる施設については、その利活用方策（KPIの設定とPDCAサイクルの整備が必要。）を明記した地域再生計画の策定・認定が必要。</li> <li>○ 地方創生推進交付金の採択事業に位置付けられた施設の場合は優先的な取扱い。</li> </ul> <p>&lt;想定される事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備</li> <li>● ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等</li> <li>● 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等</li> <li>● 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）</li> </ul>
交付目安額	<p>[都道府県（国費）] 7.5億円～12.5億円程度（事業費ベース：15億円～25億円程度）</p> <p>[市町村（国費）] 0.3億円～0.6億円程度（事業費ベース：0.6億円～1.2億円程度）</p> <p>※ 整備対象施設等を活用した事業について、高い先駆性等が見込まれる場合には、交付上限額の目安を越えて必要な経費を交付。</p>
地方財政措置	地方負担分については、補正予算債（充当率：100%）を充当

平成 28 年 8 月 24 日  
内閣府地方創生推進事務局

### 地方創生拠点整備交付金の取扱い（案）について

本日（8月24日）閣議決定された平成28年度第二次補正予算に盛り込まれた地方創生拠点整備交付金は、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において「未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設」として位置づけられたものである。

このたび、その趣旨を踏まえ、地方公共団体が円滑に事業執行できるよう、地方創生拠点整備交付金の取扱い（案）をお示しするものである。

なお、今後、国会における予算等審議の動向等を踏まえ、地方創生拠点整備交付金の取扱い（案）の内容の変更がありうることに留意願いたい。

#### I. 基本的な考え方

(1) 本交付金は、地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的として創設されたものであり、本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生の更なる深化を目指している。

そのため、本交付金での支援については、地方創生推進交付金の28年度採択事業もしくは申請予定事業等（以下、「採択事業等」という。）をはじめとして、未来への投資という経済対策の趣旨に重点を置きつつ、ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する緊急性の高い施設整備等を対象とする。

(2) 本交付金による施設整備等は、単なる「ハコモノ行政」ではなく、地方版総合戦略に基づく取組として未来への投資の基盤につながる先導的なものでなければならない。

このため、当該施設については、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方針が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果（例：雇用創出、生産額の増加、生産性向上、移住者の増加及び出生率の向上等）の発現を期待できるものを対象とする。

その際、関連するソフト事業と連携することにより、そうした効果の発現を高めることが望まれる。

(3) 地方創生の政策5原則を踏まえ、本交付金の対象となる施設については、当該施設の利活用に係る適切かつ具体的なKPI（重要業績評価）の設定及びPDCAサイクルを備えられている必要がある。

その際、当該施設が、採択事業等において明確な位置付けがなされている場合には、当該採択事業等をもって当該施設の利活用方針とすることができる。

作成する必要がある。

なお、本交付金の申請に伴う地域再生計画等の作成に関する具体的な事務手続きについては、後日、連絡する。

(2) 本交付金においては、採択事業等に位置付けられた施設の整備等を優先して取り扱う。

#### IV. 交付申請及び上限目安

(1) 地方公共団体ごとの申請事業数や交付額に上限を設定しないが、1団体当たりの交付上限額については、都道府県では7.5～12.5億円程度（事業費ベース：15～25億円程度）、市区町村では0.3～0.6億円程度（事業費ベース：0.6～1.2億円程度）を目安とする。

ただし、本交付金により整備される施設等を活用した事業について、高い先駆性や地方創生への波及効果が見込まれる場合には、上記の交付上限額の目安を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(2) 11月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定する予定であり、1月中下旬を目途に交付決定を行う予定である。

(3) 対象施設や事前相談のスケジュール等について不明な点については、内閣府地方創生推進事務局に相談して頂きたい。

(4) 本交付金の制度要綱、その他の制度運用、申請書のフォーマット等については、後日、連絡する。

<問い合わせ先>

内閣府 地方創生推進事務局 地方創生拠点整備等交付金担当  
03-35811-4213、4214

#### II. 予算額、補助率

900億円（事業費ベース：1,800億円）、1/2

※ 道、汚水処理施設、港の整備のための公共事業（30.2億円）を含む。

#### III. 支援対象

##### 1. 対象事業及び基準

地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、地方創生という観点から未来への投資の基盤となることを明確にしている施設整備等を対象とし、主に（イ）に掲げる施設等に該当し、（ロ）に掲げる留意点を踏まえたものを対象とする。

##### （イ）対象施設等

地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた（ないしは位置づけられる予定である）事業であって、未来への投資に重点を置きつつ、地方創生の深化に向けて、効果の発現が高い施設等を対象とする。

具体的な例としては、以下のような施設整備等が考えられる。

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（農校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

##### （ロ）留意事項

① 本交付金は地方単独事業で整備される施設の整備を対象とする。

② 本交付金は、原則として、地方公共団体のほか、公共的団体等が整備する施設を対象とする。

③ 本交付金による施設整備に関連して、当該施設における地方創生への波及効果を一層高めるために必要なソフト事業については、地方創生推進交付金を活用することを基本とするが、全体の事業費の2割までの範囲であれば、効果促進事業として本交付金による施設整備事業の中で実施しても差し支えない。

##### 2. 対象事業の取扱いについて

(1) 本交付金は地域再生法第5条4項1号及び第13条に基づく法律補助の交付金であるため、本交付金の申請に当たり、対象施設等の利活用方針を明示した地域再生計画を

#### 【参考資料】

#### 未来への投資を実現する経済対策【地方創生関連抜粋】 【平成28年8月2日閣議決定】

#### 第2章 取り組み施策

#### III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

英国のEU離脱決定に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、また、生産性向上を図るため、国内の中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充する。

「主役は地方、目指すは世界」との志を持って、地域の元気を引き出す地方創生の本格展開に向けた取組を推進する。

(1)～(2)【略】

##### (3) 地方創生の推進

本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、地方公共団体での先導的な取組を着実かつ強力に推進するとともに、その裾野を広げることが必要である。このため、情報、人材、財政の3つの側面を軸に、小さな拠点を始めとする地方創生に向けた取組を推進する。また、地域においてその特性を生かした付加価値の高い産業を創業・形成することにより、雇用機会を創出する。また、予算の執行にあたっては、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を行う。

##### ①未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設

地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進める。

②～⑥【略】

##### ⑦国家戦略特区の活用

来年度末までを「集中改革強化期間」として、重点分野における残された岩盤規制改革を実行するとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進める。

#### 第3章 各項目の主な具体的措置

#### III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

##### (3) 地方創生の推進

##### ・未来への投資に向けた地方創生推進交付金（内閣府）

- 地方創生推進に関する知的基盤の整備（内閣府）
- 地方創生カレッジ等を通じた人材育成・確保（内閣府）
- 地域における付加価値の高い産業の創業（内閣府）
- 地方創生インターンシップの推進（内閣官房）
- 小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援（内閣府）
- 国家戦略特区等による構造改革の加速的推進（経済効果の高いもの等について、特区成果の全国展開等）（内閣府）



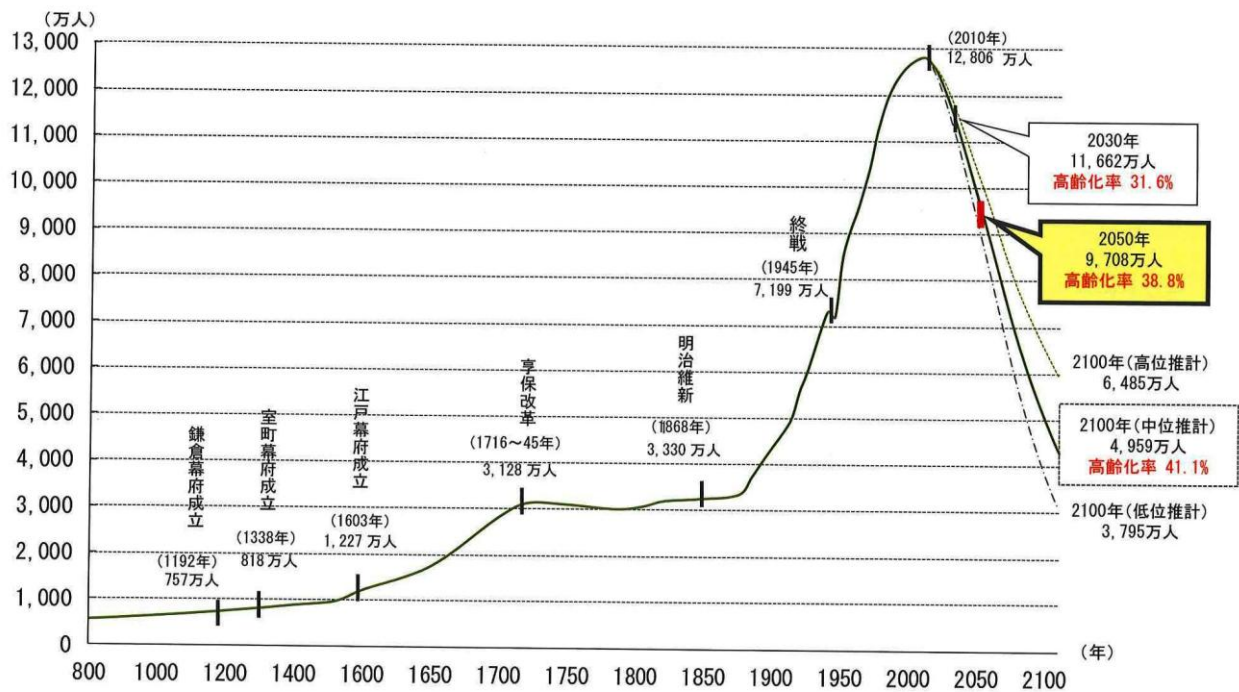
# VI 地方創生の視点を踏まえるための研修② ～今後の地方創生をめぐる動き

(配布資料)

# 地方創生の背景と概要

1

## 総人口の長期的推移と将来推計

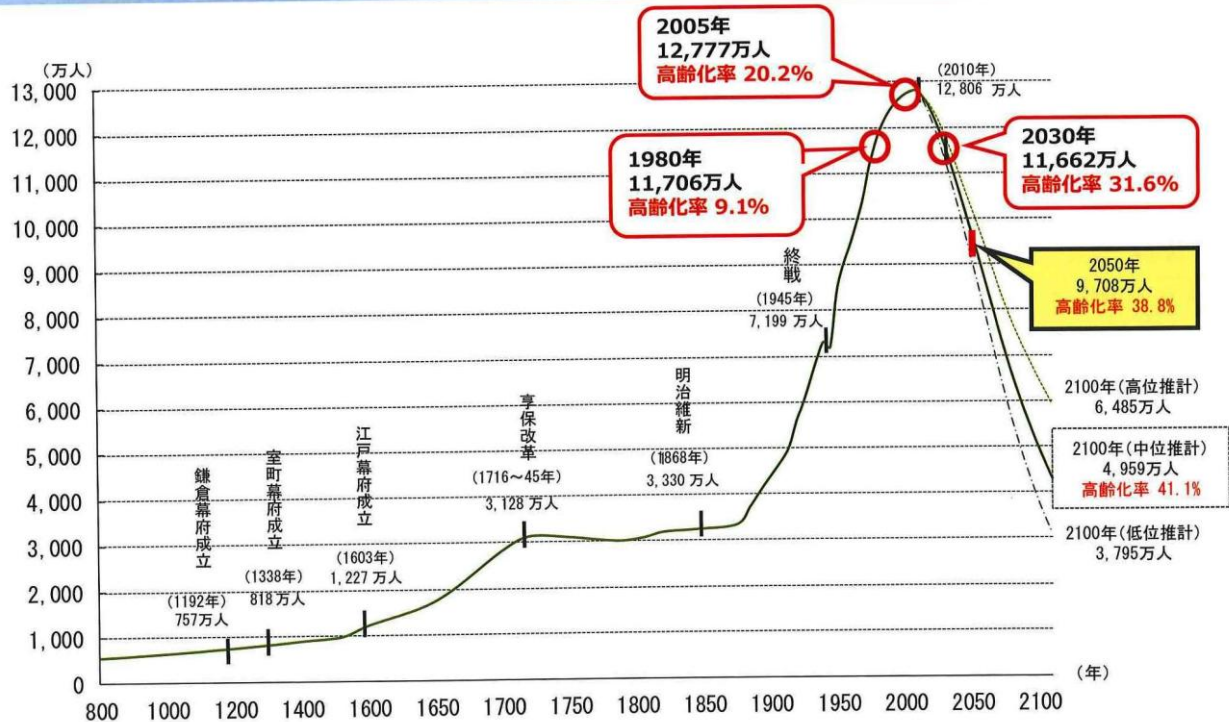


(出典)2010年以前の人口:総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成  
それ以降の人口:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

2



## 総人口の長期的推移と将来推計（1980年⇒2005年⇒2030年）



(出典)2010年以前の人口:総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成  
それ以降の人口:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

3

## 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

### (1) 「自立性」

→国の支援がなくとも事業が継続

### (2) 「将来性」

→地方の前向きで自主的・主体的な取組を支援

### (3) 「地域性」

→客観的なデータに基づき、地域にあった施策を支援

### (4) 「直接性」

→産官学金労言士の連携による効果の高い工夫を行う

### (5) 「結果重視」

→KPIを設け、PDCAメカニズムを検証



## 地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

### 地方創生をめぐる現状認識

#### ①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・総人口：H22年より約96万人減少（国勢調査開始以来初の人口減少）

#### ②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は12万人（4年連続増加）

#### ③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・東京圏とその他の地域との間に「稼ぐ力」の差が生じている

### 地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度

#### 総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・地方創生先行型交付金

27年度～

#### 地方版総合戦略の策定終了

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）
- ・地方創生加速化交付金
- ・地方拠点強化税制

28年度～

#### 本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）
- ・地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ・企業版ふるさと納税

### 2020年の主な基本目標・KPI

#### 「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）5年間で30万人  
→9.8万人創出
- ・若年者の正規雇用等全世代と水準へ  
→格差縮小
- ・農林水産業6次産業化市場規模10兆円  
→5.1兆円

#### 「ひと」の流れを変える

- ・地方と東京圏との転出入の均衡  
→東京圏への転入超過12万人
- 地方⇒東京圏 6万人減  
→2万人増（49万人）
- 東京圏⇒地方 4万人増  
→0.3万人減（37万人）

#### 結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性継続就業率 55%  
→53.1%
- ・男性育児取得 13%  
→2.65%
- ・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施 100%  
→86.4%

#### 「まち」をつくる

- ・立地適正化計画を作成する市町村 150市町村  
→4市町村
- ・「小さな拠点」の地域運営組織形成数 3,000団体  
→1,680団体
- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域  
→17圏域

5

## まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）—主なポイント—

### アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

#### ローカル・アベノミクスの一層の推進

- ・地域におけるしごと創出
- ・【新】遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用

#### 東京一極集中の是正

- （東京圏への転入超過は4年連続で拡大し、12万人程度）
- ・【新】地方大学の振興等
- ・【新】地方創生インターンシップの推進
- ・地方就業者の奨学金返還支援制度の全国展開
- ・「生涯活躍のまち」構想の実現

#### 【新】ライフスタイルの見つめ直し

- ・地方生活の魅力の再発見、発信
- ・郷土への誇り・愛着の醸成
- ・歴史の発掘、地域文化の振興

#### 地方創生の更なる深化に向けた政策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

### 「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

#### 情報支援の矢

- ・地域経済分析システム（RESAS）

#### 人材支援の矢

- ・地方創生人材支援制度
- ・地方創生カレッジ

#### 財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

6



# 地方創生関連予算

7

## 地方への支援(地方創生版・3本の矢)

### ■情報支援の矢

#### ○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

### ■人材支援の矢

#### ○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

#### ○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

#### ○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

### ■財政支援の矢

#### ○「地方創生推進交付金」(29年度概算決定額:1,000億円(事業費:2,000億円))

- 【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

#### ○「地方創生拠点整備交付金」(28年度900億円(事業費ベース1,800億円))

- 【平成28年度第二次補正】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修を重点的に支援

#### ○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(平成29年度1.0兆円)

#### ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

8

## 平成29年度 地方創生関連予算等について

### ① 地方創生推進交付金の確保

**1,000億円**

- 地方版総合戦略に基づいて、**地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組**に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。  
(対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- 交付対象事業については、**KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備**を前提に、**地域再生法に基づく法律補助**の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、**継続的かつ安定的に支援**。
- 平成29年度からは、地方の要望を踏まえ、**交付上限額やハード事業割合などの点について運用の弾力化**を行うとともに、地方の「平均所得の向上」等の観点から地方創生にとって効果の高い分野を重点的に支援。

### ② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

**6,536億円**

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。
  - i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする 2,062億円
  - ii) 地方への新しいひとの流れをつくる 651億円
  - iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 1,417億円
  - iv) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 2,407億円

### ③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

**1兆円**

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

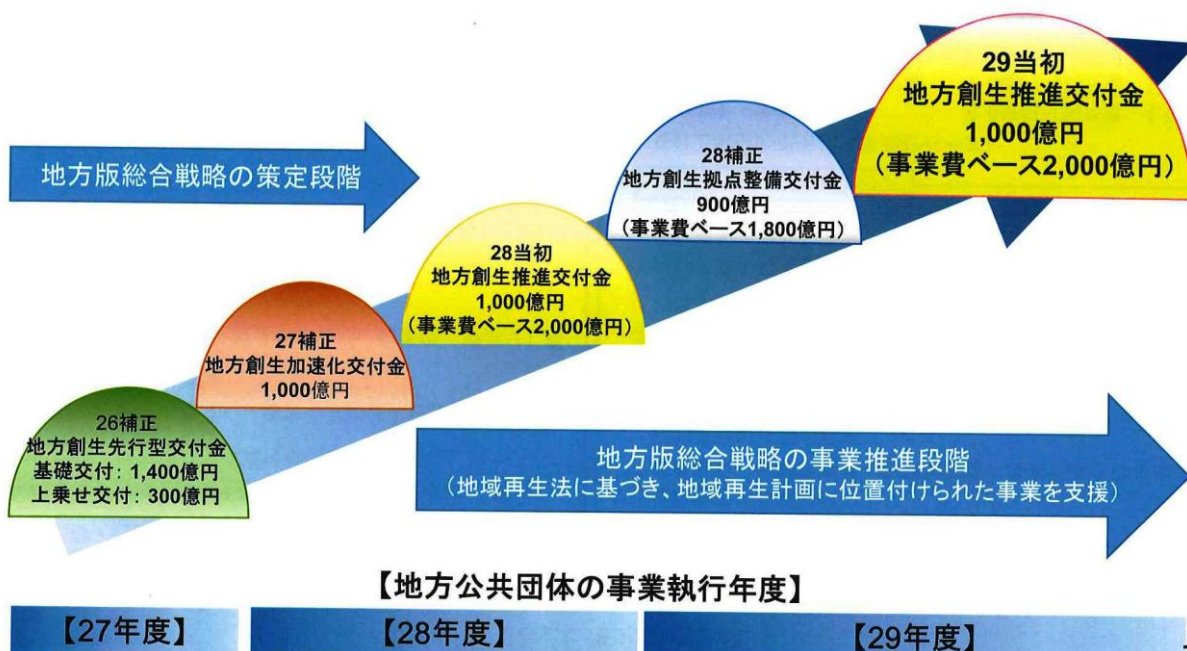
### ④ 社会保障の充実

**1兆224億円**

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。 **9**

## 地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



**10**

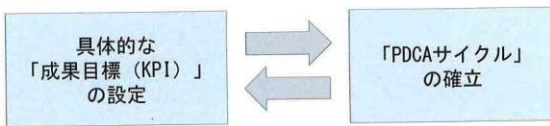


## 地方創生推進交付金

29年度概算決定額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

### 事業概要・目的

- 本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援
- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
  - ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
  - ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
- ※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



### 資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

### 対象事業・具体例

- ①先駆性のある取組
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- ②先駆的・優良事例の横展開
  - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
  - ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

### 29年度からの運用弾力化

- ① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)
 

【都道府県】	先駆	6.0億円 (28年度: 4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円 (28年度: 1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (28年度: 2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円 (28年度: 0.5億円)

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。
- ② ハード事業割合
  - ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
  - ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

11

## 地方創生推進交付金の概要 (平成29年度)

	国費：1,000億円〔事業費：2,000億円〕	
	先駆タイプ	横展開・隘路打開タイプ
対象事業	しごと創生、人の流れ、働き方改革、まちづくりなど全般を対象とする。	
申請要件	原則として、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の全てを満たすこと。	原則として、自立性に加え、官民協働、地域間連携及び政策間連携のうち、2つ以上を満たすこと。 ※ 審査の結果、先駆タイプの採択基準を満たさない場合であっても、横展開タイプの基準を満たすものは別途採択の可能性はある。
申請事業数	都道府県：5事業	市区町村：3事業
	※ 広域連携事業を行う場合に限り、都道府県は2事業、市区町村は1事業の追加申請が可能。	
交付上限額 (1事業あたり)	都道府県：6億円 〔国費：3億円〕  市区町村：4億円 〔国費：2億円〕	都道府県：1.5億円 〔国費：0.75億円〕  市区町村：1億円 〔国費：0.5億円〕

12

## 地方創生関係交付金の今後のスケジュール

### <地方創生推進交付金>

3月中旬	平成29年度第1回募集の締切り
4月下旬	採択事業の公表
5月下旬	地域再生計画の認定及び交付決定

※ 平成28年度に地方創生推進交付金に採択された事業について、平成29年度も継続して実施する場合、当該事業を4月1日付で交付決定できるよう、関係部局と調整中。

### <地方創生拠点整備交付金>

2月3日	採択事業の公表（第1回募集）及び第2回募集の公表
2月下旬	地域再生計画の認定及び交付決定（第1回募集）
3月中旬	第2回募集の締切り
4月下旬	採択事業の公表（第2回募集）
5月下旬	地域再生計画の認定及び交付決定（第2回募集）

13

## 新規施策の紹介

14



## 空き店舗活用方策の検討

- 地域の「稼ぐ力」を向上させるためには、遊休資産の有効活用が必要。特に、需要密度が相対的に高い商業地域においては、空き店舗の解消が大きな課題となっている。
- 全国的に商店街の空き店舗に関する状況を精査し、インセンティブ施策、ディスインセンティブ施策の両面から検討を行い、その結果について2017年春を目途に取りまとめ。

空き店舗を上手に活用しながら、商店街を活性化させた特徴的な事例

### 【岩村本町商店街（長野県佐久市）】



地域のコミュニティスペース、コミュニティビジネス創業の場として空き店舗を活用。多くの地元関係者を巻き込む。

### 【油津商店街（宮崎県日南市）】



「250mのシャッター通りに、4年間で20以上の新規出店を実現すること」をKPIとし、マネージャーを外部公募。333人の中から選ばれた人物が中心となり、商店街を再生。

↑人通りが少なく、お店の前で野球ができた  
→商店街の同じ場所に、東京からITベンチャーポート(株)が出店  
4年目を迎え、17店舗の新規出店が実現



### 【円頓寺商店街（愛知県名古屋市中区）】



1階をカフェ&レストラン、2階をゲストハウスとして2015年4月に再オープンした老舗喫茶店では、地元の人々だけでなく、多くの外国人旅行者の利用があり、地域のコミュニケーション拠点に。

## 地方大学の振興等

### ○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策

(平成28年11月28日 全国知事会)

#### 1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を増設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

#### 2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

#### 3 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

#### 4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記1から3までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。

### ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の増設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

### 【地方にキャンパスを置く大学の事例】

#### 東京理科大学 長万部キャンパス

- 基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
- 大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
- 学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



### 【国立大学における特色ある学部等設置事例】

#### 山口大学 国際総合科学部

- 国際社会及び科学技術に関する複眼的・総合的な諸問題の調整・解決に貢献する人材を養成。  
(長期留学の必修化、デザイン思考を備え、自治体・企業と連携した課題解決型プロジェクトの実施)

##### 特色①

##### 海外留学

- 高い英語力を保証するため、原則として1年間の海外留学を実施。卒業要件として、TOEICスコア730点取得を課す。

##### 特色②

##### デザイン科学

- 新たな価値提案デザインを修得することで、課題を自ら発見し、解決する能力を身に付ける。

##### 特色③

##### プロジェクト型課題解決演習

- 4年次にプロジェクト型課題演習を履修。それまでに身につけた全ての能力をより実践的に使うため、企業や自治体と連携し、実際の課題に1年間取り組む。

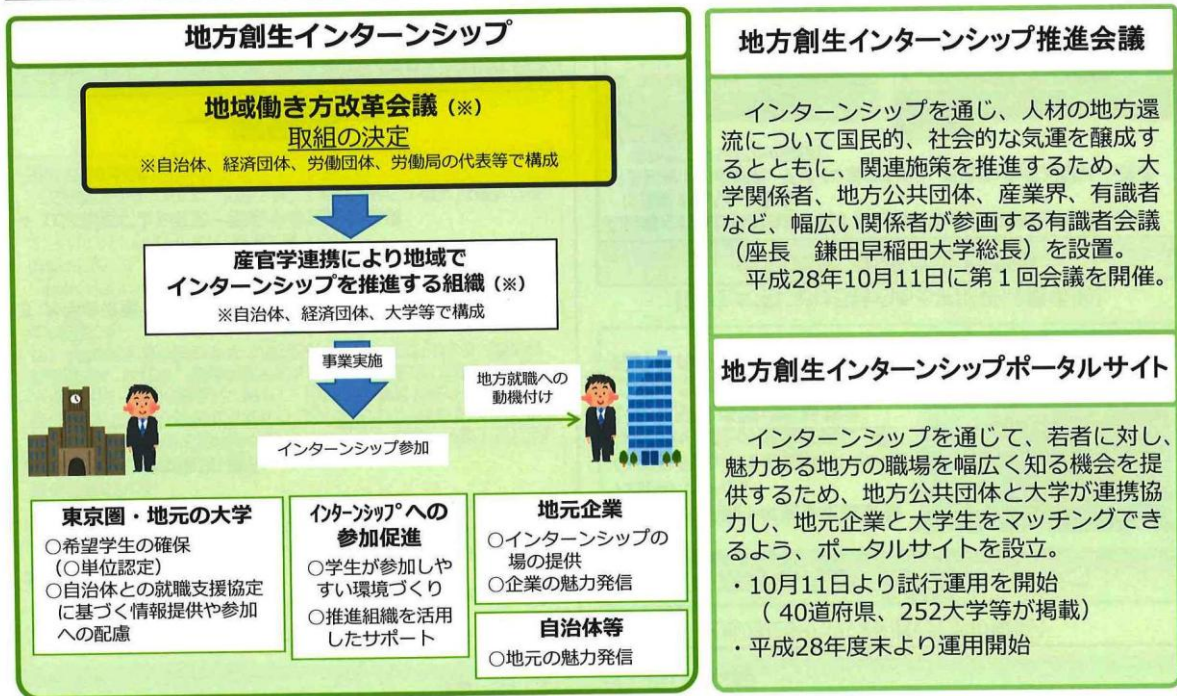


【山口大学キャンパス】



## 地方創生インターンシップ事業

○東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。



17

## ライフスタイルの見つめ直し

働き方を含めて、高度経済成長期のようなライフスタイルを見つめ直す時期

### ■ 地方生活の魅力の見直し・歴史の発掘・文化の振興

- ・地方…豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統、特色ある農林水産物などの魅力にあふれる
- ・ひと…生まれ育った郷土への誇り、愛着を持つ

地方の魅力の再発見、発信



自らが生まれ育った「郷土への誇り・愛着」の醸成



歴史の発掘、地域文化の振興



18



# 事例の紹介

19

## 油津商店街(宮崎県日南市)の取組事例

### 〔取組の概要〕

- 日南市では、「行政」と「民間から登用した専門人材」が一体となったマーケティング戦略による地方創生を展開。
- 油津商店街再生を請け負うため、「商店街に4年で20店誘致を」という明確なノルマを課し、月額90万円で「テナントミックスサポートマネージャー」(サポマネ)を全国公募。2013年7月に333人の応募の中から木藤亮太氏が就任。
- あわせて、市外から外需を獲得し新しい雇用を生むため、企業との協業事業やマーケティング業務などを担当する「マーケティング専門官」として、2013年8月に田鹿倫基氏(元リクルート)を登用。
- 小さなイベントの継続実施や、かつて市民の集いの場だった喫茶店をリノベーションする等、市民の関心を集め、商店街に参加するきっかけづくりを行う。さらに、木藤サポマネや商工会議所OB等が中心となり、地域とともにまちづくりを行う(株)油津応援団を設立、事業に継続性を持たせる。
- その結果、店舗やIT関連企業のオフィスなど、**商店街の20の空き店舗活用が実現**(2017年1月現在)。アーケード通行量は、事業開始時の2.0~2.5倍程度に増加。
- **IT関連企業**については、2016年4月にオフィスを開所したポート株式会社を皮切りに**10社が進出予定**。雇用の増に伴い、商店街の利用等が増え、消費にも貢献。
- その他、伝統的建造物が多く立ち並ぶ**飫肥地区**においても、「まちなみ再生コーディネーター」を全国公募し、**地域経済活性化支援機構の支援等を受け**、古民家2軒を宿泊施設に改装するなど、の取組を展開。



喫茶店のリノベーション  
「ABURATSU COFFEE」



スーパー跡の空き店舗を活用した  
多世代交流モールの整備  
建築設計:水上哲也建築設計事務所、写真:鈴木研一



商店街の大型空き店舗を活用した  
IT関連企業のオフィス





飫肥地区の古民家

20



事例名称	オガールプロジェクト (紫波中央駅前都市整備事業)	政策分野 1. 地方における安定した雇用の創出 2. 地方への新しい人の流れをつくる 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現 4. 時代に合った地域、安心な暮らし、地域と地域の連携
取組地域	岩手県紫波町	活用した政府の支援 ▶ 社会資本整備総合交付金(旧まちづくり交付金事業)(国土交通省)
全体概要	○官民が一体となり、未利用公有地において、地域の拠点となる官民複合施設オガールプラザの整備等を行うことで、集客力のある施設の集積による地域拠点を形成し、地域価値の向上を実現。町が策定した計画に基づき、平成21年度から紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)が開始。	イメージアップ資料(写真・図表等)
特徴的取組・成果	<p>○民間の創意工夫を最大限に活用した、補助金に頼らないまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域交流センター、図書館等の公共施設と、マルシェ(産地直売所)、カフェ等の民間施設を一体的に、民間企業が出来る限り市場から資金調達をしてオガールプラザを整備。完成後に公共部分を紫波町に売却。</li> </ul> <p>○身の丈に合った事業構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民都機構の出資と地元の金融機関からのプロジェクトファイナンスによる融資により、金融の視点から事業計画を厳しく審査。</li> <li>テナントの先付けにより資料見込み収入から逆算して施設規模等を決定し、事業の確実性を高めた適正規模へ事業計画を柔軟に見直し。</li> </ul> <p>○「稼ぐインフラ」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館等の集客をテコに民間施設が稼ぎ、紫波町は民間施設部分の固定資産税を得る。もともと未利用であった町有地に設定した定期借地権による賃料収入にもつながる。施設の周辺地域の地価上昇に伴う固定資産税の面的な増加が見られはじめた。</li> </ul> <p>○手つかずのマーケットを事業化して付加価値を創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オガールベースの整備においては、パレーボールという、市場規模は必ずしも大きくはない分野にあえて絞り込んだ。その結果、パレーボール分野における強い関心・注目を集め、積極的な営業により、地方における特化したマーケットを創出した。</li> </ul> <p>○オガールプロジェクトの成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官民複合施設をはじめ、スポーツ施設など、1年間で94万人の来訪者数を達成。200名の雇用を創出。</li> <li>整備地区周辺の地価低下に歯止め。</li> </ul>	  <p>＜オガールプラザの事業ストラクチャー＞ (資料)オガールプロジェクト(一部改変)</p>
取組の工夫等	<p>推進体制面</p> <p>○事業の円滑な実施のための体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内に横断的組織である公民連携室を設置し、事業の企画・全体調整と公民連携に関わる先導的業務を実施。</li> <li>紫波町や地元事業者が出資して第三セクター「オガール紫波㈱」を設立し、エリア全体のデザインガイドライン策定など、市場調査や計画、開発、運営を一体で推進。</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度土地活用モデル大賞「国土交通大臣賞」を受賞</li> </ul>	
参考となるポイント・示唆	<p>○地権者である紫波町が、自主開発ではなく、民間企業に投資の誘発を委ねた。</p> <p>○民間企業が市場原理を追求し、出来る限り市場から開発資金を集めたことで、集客力のある施設が集積した地域拠点を形成できた。</p>	

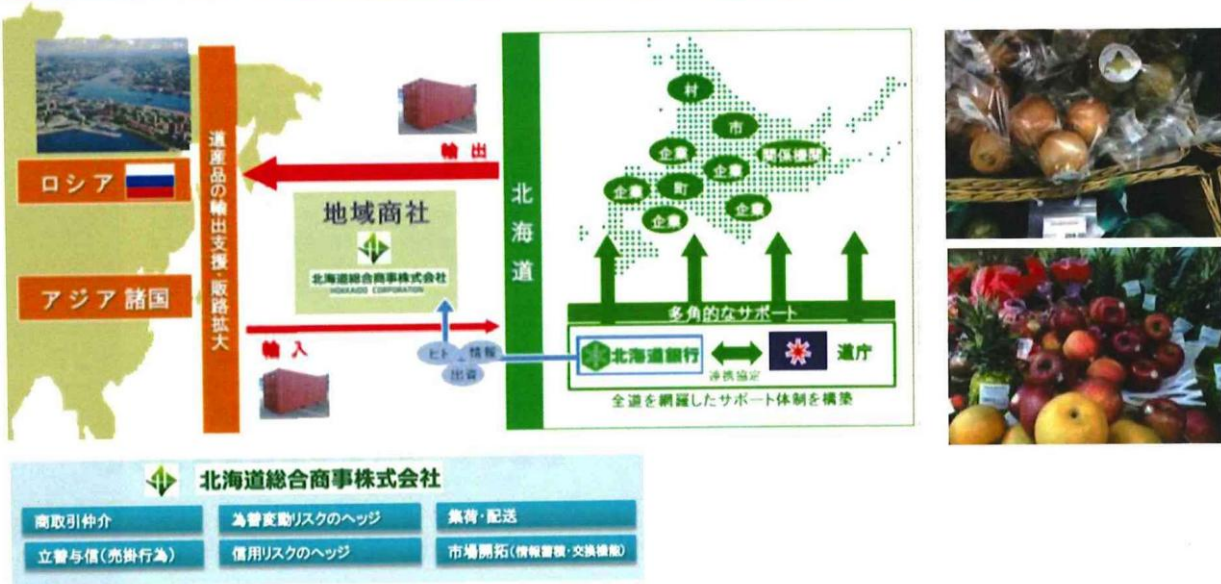
事例名称	鹿屋市 柳谷町内会(通称:「やねだん」)	政策分野 1. 地方における安定した雇用の創出 2. 地方への新しい人の流れをつくる 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現 4. 時代に合った地域、安心な暮らし、地域と地域の連携																						
取組地域	鹿児島県鹿屋市串良町 柳谷集落	活用した政府の支援																						
全体概要	<p>○行政に頼らない「むら」興しをキーワードに、住民自治、自主財源確保、還元活動を平成10年から17年継続して実施</p> <p>○地域活動には「感動と感謝」、「笑顔とフルネーム」と「笑顔と会話」</p>	イメージアップ資料(写真・図表等)																						
特徴的取組・成果	<p>○自主財源でボーナス支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主財源確保に、土着菌や手作り加工品等の製造販売を行う。「焼酎やねだん」の製造販売では韓国まで輸出。自主財源の余剰金で85歳以上にボーナスを毎年支給。平成27年度には年間840万円の収入を確保</li> </ul> <p>○迎賓館を企画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古民家を迎賓館にしたり、10年前からアーティストの移住受入を行う。</li> <li>「文化向上」と「子ども」をキーワードに集落が明るくなり、Uターンが始まる。30人増加(未就学児11人増)</li> </ul> <p>○「やねだん故郷創世塾」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域リーダー養成のために、平成19年に「やねだん故郷創世塾」開講。20回までの卒業生は838人</li> </ul> <p>○めったに見られない芸術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年5月の連休に約1週間、7人の芸術家の個展を中心に開催。9回終了し、約3千人来訪</li> </ul>	 <p>やねだん焼酎の売上げ</p> <table border="1"> <tr><td>27年</td><td>840万円</td></tr> <tr><td>26年</td><td>740万円</td></tr> <tr><td>25年</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>24年</td><td>1200万円</td></tr> <tr><td>23年</td><td>2230万円</td></tr> <tr><td>22年</td><td>1560万円</td></tr> <tr><td>21年</td><td>810万円</td></tr> <tr><td>20年</td><td>790万円</td></tr> <tr><td>19年</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>18年</td><td>890万円</td></tr> <tr><td>17年</td><td>830万円</td></tr> </table>  <p>＜焼酎「やねだん」＞ ＜やねだん故郷創世塾＞</p>	27年	840万円	26年	740万円	25年	900万円	24年	1200万円	23年	2230万円	22年	1560万円	21年	810万円	20年	790万円	19年	600万円	18年	890万円	17年	830万円
27年	840万円																							
26年	740万円																							
25年	900万円																							
24年	1200万円																							
23年	2230万円																							
22年	1560万円																							
21年	810万円																							
20年	790万円																							
19年	600万円																							
18年	890万円																							
17年	830万円																							
取組の工夫等	<p>推進体制面</p> <p>○自治公民館長をリーダーとする地域再生の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政に頼らない地域再生を目指し、公民館長自らアイデアを出し、「からいも生産活動」、土着菌の製造販売、焼酎「やねだん」の製造販売等で自主財源を確保。</li> <li>自治公民館組織を再編、さらに住民参加型「柳谷集落民会議」組織を通じて「むらづくり」活動の拠点とする。</li> </ul> <p>その他</p> <p>○感動によるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母の日などに遠方で暮らす子供たちから感謝の気持ちを手紙で送ってもらい、地元の高校生が読む。</li> <li>→地域愛と人の和を育むことで、地域活動への自主的な参加が継続</li> </ul>	<p>【やねだん 主な受賞歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年 MBC賞</li> <li>平成18年 県民表彰、南日本文化賞</li> <li>平成19年 総務大臣賞、内閣総理大臣賞</li> <li>平成24年 法政大学イノベティブ・ポリシー賞 など</li> </ul>																						
参考となるポイント・示唆	<p>○住民が主体となり自ら稼ぐ地域づくりに成功した事例</p>																							



## 地域商社による北海道食ブランドの輸出拡大

### 「北海道銀行」

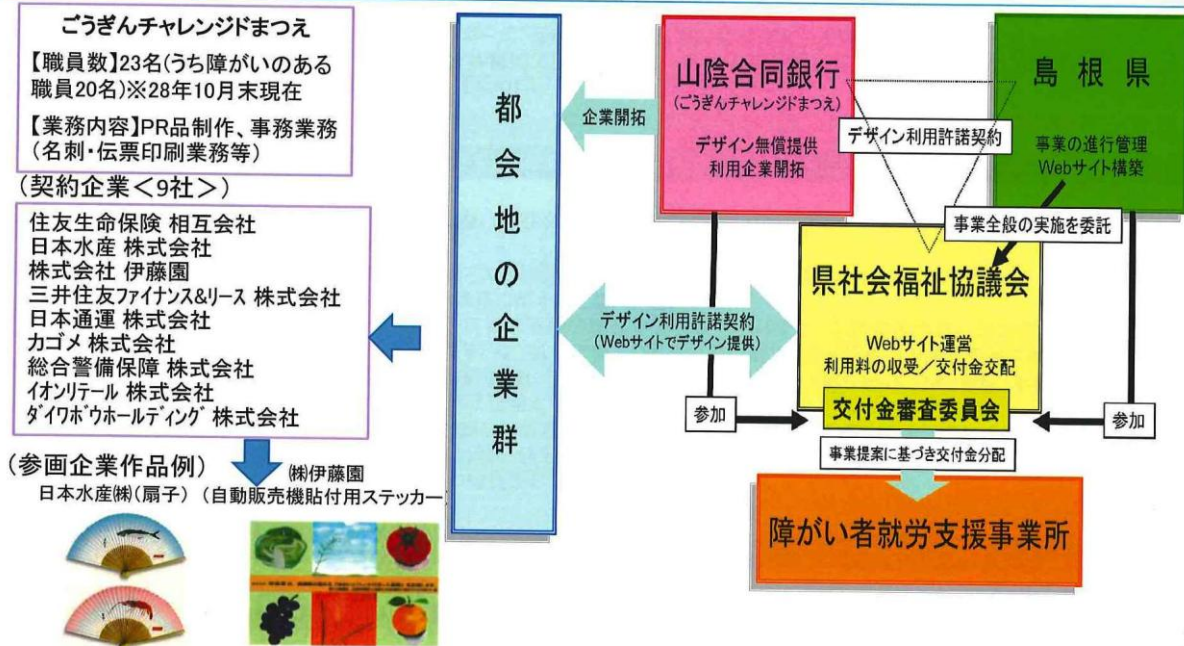
- 海外ビジネスに伴う多くの課題（代金回収、コミュニケーションリスク等）、輸出・販路拡大においては、信頼できる現地の流通網に載せること（商流の確立）が重要。
- 当行が地域密着型商社「北海道総合商事株式会社」の立ち上げに関与。平成27年10月に設立された同社と業務提携を締結し、課題解決や輸出を支援。
- 同社による道産品の輸出開始（平成28年2月）。現地の大手スーパーなど約300店舗で販売し、「北海道ブランド」の食材は売行好調。5月には第2弾の輸出を行い、今後も拡大予定。



23

## 芸術的才能を活かした障がい者の自立支援に向けた官民連携の取組み 「山陰合同銀行」

- 知的障害者が専門的に就労する事業所を開設し、絵画制作等の業務を実施。同事業所で制作した絵画を、企業等のノベルティグッズとして有償で利用してもらうことで、デザイン料を受領。
- 受領したデザイン料を原資に、県内の障害者就労支援事業所に対して交付金を配分することで、工賃向上などに繋げ、障害者の自立支援を促進。



24



## 地方創生推進交付金を活用した特徴的な事例

事業名	農福連携を活用した障がい者の生涯活躍のまちづくり拡大事業	交付予定額	2,000千円
地方公共団体名	北海道芽室町(めむろちょう)		
事業概要	<p>～障がい者を「働き手」として町に呼び込むための就労環境整備～</p> <p>障がい者においては、障がいの種類・程度に応じて、仕事の適性は異なるため、各人の適性に合った就労先探しに苦労している。一方、事業主は、障がい者雇用率(一般の民間企業で2%)の達成を求められているが、各社の業務内容・就労環境に合った障がい者を採用することは容易ではない。</p> <p>そこで、芽室町は、受入体制の整備等により、障がい者を「働き手」として町に呼び込み、移住・定住人口の増加につなげるマッチング(※)を実施。さらに、町の主導で、道外の惣菜製造・販売企業が出資する福祉事業所を誘致し、熟練の農家OBを指導者として多世代交流型の農産物生産を行うとともに、付加価値の高い加工品の製造に取り組むなど、官民協働で障がい者の自立に資する安定した雇用を創出。</p> <p>※首都圏での「障がい者就労フェア」の開催、特別支援学校の修学旅行生の受入 等</p> <p>&lt;重要業績評価指標(KPI)&gt; 本事業による町外からの転入者数 0人(H28.3) → 20人(H33.3)</p>		

事業名	東日本交流プラットフォーム創出による東日本の活性化プロジェクト	交付予定額	14,099千円
地方公共団体名	埼玉県さいたま市		
事業概要	<p>～「東日本の玄関口」として、東日本のヒト・モノ・情報の対流を創出～</p> <p>新幹線の発着駅として、東日本地域の玄関口となっているJR大宮駅の交通の結節点としての優位性を活かし、本市が主導的にコーディネート役となって、各地域の地域資源の販路拡大を支援する事例。</p> <p>具体的には、東日本の企業や自治体に対し、東京進出のテストマーケティングを実施する際の拠点として、JR大宮駅周辺の飲食店等で販売機会を提供する。また、インバウンドの取り込みのため、ツアーの企画・PR活動を実施するとともに、駅前から市内の各商店街への回遊を促す。これにより、東日本全域への送客の流れを生み出すとともに、交流人口のダム機能を構築する。</p> <p>また、地方創生推進交付金では、こうした動きに加えて、交流拠点となる場所づくり(東日本連携支援センター。平成30年開設予定)を行うほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせたインバウンドの誘致、東日本地域への送客のための情報発信にも取り組む。なお、東日本連携支援センターは、自治体からの負担金及び事業収益等により、開設4年目までに事業の自立化を図る。</p> <p>&lt;重要業績評価指標(KPI)&gt; 東日本連携支援センターの事業に出展・運営・参加する自治体数 16(H28)→ 40(H32)等</p>		

25

## 地方創生拠点整備交付金を活用した特徴的な事例

事業名	航空機産業を先導役とする地域イノベーションの創出に向けた公的試験場機能、人材育成・ネットワーク機能の強化	交付予定額	400,000千円
地方公共団体名	長野県飯田市(いいだし)、松川町(まつかわまち)、高森町(たかもりまち)、阿南町(あなんちょう)、阿智村(あちむら)、平谷村(ひらやむら)、根羽村(ねばむら)、下條村(しもじょうむら)、売木村(うぎむら)、天龍村(てんりゅうむら)、黍阜村(やすおかむら)、喬木村(たかぎむら)、豊丘村(とよおかむら)、大鹿村(おおしかむら)		
事業概要	<p>飯田・下伊那地域では、平成16年から中小企業が参画する飯田航空宇宙プロジェクトを進めている。今回、地方創生拠点整備交付金を活用することにより、南信州広域連合が旧飯田工業高校体育館等を改修し、航空機システムに係る環境試験機能のためのインフラ整備を行う。また、企業の研修、商談・展示等の機能も備え、地域経済を支える他の産業への波及も図る。</p> <p>なお、本事業は地方創生推進交付金も活用しており、長野県が中心となり、高度人材の育成・供給、研究開発・試験機能の強化、関連する企業誘致、販路拡大支援等を実施し、南信州地域での動きを県内全域に広げている。</p> <p>&lt;重要業績評価指標(KPI)&gt; 航空機産業に取り組む県内企業 40社(H28)→ 100社(H32)、大学・企業等誘致 0件(H28)→ 5件(H32)</p>		

事業名	旧安川邸利活用事業	交付予定額	165,000千円
地方公共団体名	福岡県北九州市		
事業概要	<p>北九州市に存在する歴史的建築物である旧安川邸を近接する西日本工業倶楽部会館旧松本家住宅(国指定重要文化財)や公園と一体的に活用できるよう地方創生拠点整備交付金を活用し、歴史観光の拠点施設の一つとして整備する。</p> <p>市民も気軽に利用し歴史・文化を知り、シビックプライドを醸成するとともに、インバウンドを引き金にして、誘客に向けた魅力発信を強化していく。運営は民間活力を導入し、観覧以外にも結婚式や喫茶などにも活用していくことで収益性を確保する。</p> <p>当該建物は中国の国父といわれ、中国・台湾で人気の高い孫文のゆかりの建物であり、所蔵品の展示、庭園の整備を一体的に整備することで、インバウンドを含めた多くの誘客及び付随する消費が期待できる。また、孫文のゆかりの地は、九州では長崎、熊本にもあり、それらの地域との連携も可能となり、新たな周遊コースとして地域間連携の発展性も有する。</p>		

26





平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業分

新たな時代に対応した地域福祉のまちづくりのための社会的包摂基盤の整備に関する事業 報告書

---

特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

〒162-0083

東京都新宿区市谷田町 2-7-15 近代科学社ビル 4 階

TEL:03-3266-1651 / FAX:03-3266-1670

E-Mail: c2p@network.email.ne.jp

URL: <http://www.jichitai-unit.ne.jp/network/>

---

(平成 29 年 3 月)